

### 【R3.9.21 改訂】 スポーツ少年団活動の取扱いについて

感 染 状 況	部 活 動	大 会 参 加	練 習 試 合	備 考 (条件等)
<b>場合 1</b> 県内及び宮城県北 3 市 (栗原市、登米市、気仙沼市) に感染者なし の場合	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外試合の相手校は原則、岩手県内、宮城県北 3 市のスポ少とする。</li> <li>・ それ以外の大会参加の範囲は、開催場所や参加者居住場所の感染状況等を勘案し、スポ少代表者が判断する。</li> </ul>
<b>場合 2</b> 県内 ( <u>県南教育事務所管内以外</u> ) 及び宮城県北 3 市に感染者確認 の場合	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会参加は、開催場所や参加者居住場所の感染状況等によって、スポ少代表者が判断する。</li> <li>・ 練習試合は、感染者が確認された場所を管轄する保健所管内以外に限る (場所と相手校を限定)。</li> </ul>
<b>場合 3</b> 市内・ <u>県南教育事務所管内</u> で、感 染者確認の場合であっても、当該 校の生徒・教職員に感染者がいない 場合	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会参加は、最小限の参加とし、開催場所や参加者居住場所の感染状況等によって、スポ少代表者が判断する。</li> <li>・ 練習試合の可否は、当該スポ少の状況等を確認し、スポ少代表者が判断する。</li> </ul>
<b>場合 4</b> 生徒・教職員に感染者確認で 臨時休業でない場合 (該当校)	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポ少活動は、感染状況や濃厚接触者の状況を踏まえて、スポ少代表者が慎重に判断する。</li> </ul>
<b>場合 5</b> 生徒・教職員に感染者確認で 臨時休業の場合 (該当校)	×	×	×	

凡例：○＝「可」      △＝「条件付き可」      ×＝「なし」

- 注 1 「感染者確認」の場合は、感染者確認発表日を含め、概ね 5 日間程度 (濃厚接触者の調査に要する期間を想定) の扱いを示したものである。
- 2 宿泊を伴う練習試合やスポ少活動は当面の間行わない。
- 3 大会や練習試合が感染拡大となる事案が発生した場合など、状況を踏まえた判断を優先し、上記表によらず一関市スポーツ少年団が別途対応を指示することがある。
- 4 大会参加、練習試合への参加に当たっては、保護者へ周知し、参加の意思確認を行う。なお、不参加の意向についても尊重する。
- 5 合同チームの対応は、上記表に準じて学校が判断する。
- 6 本取扱いについては、**令和 3 年 9 月 21 日**からとする。